

千葉市告示第926号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年11月10日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団MYC 三枝整形外科医院	千葉市稲毛区小仲台6-14-5	令和4年11月1日
いなげ海岸皮ふ科・形成外科 クリニック	千葉市美浜区高洲3-23-1 ペリエメディカルビル美浜2階	令和5年11月1日
稲毛海岸やすだ眼科	千葉市美浜区高洲3-23-1 ペリエメディカルビル美浜2階	令和5年11月1日
(歯科)		
幕張駅前歯科・矯正歯科・ 小児歯科	千葉市花見川区幕張町6-115 -1 GUILD幕張1階	令和5年10月1日
浜野グラスビトウィーン歯科医院	千葉市中央区塩田町367-21	令和5年11月1日
(薬局)		
薬局マツモトキヨシ 蘇我南店	千葉市中央区蘇我2-21-10	令和5年11月1日
南山堂薬局稲毛海岸駅前店	千葉市美浜区高洲3-23-1 ペリエメディカルビル美浜1階	令和5年11月1日